

日連 4 第 1008 号
(総 1 第 93 号)
令和 4 年 12 月 21 日

税理士会会长 様

日本税理士会連合会
会長 神津 信一
(公印省略)

確定申告における公金受取口座の登録について（周知依頼）

標記の件について、デジタル庁及び国税庁から別紙のとおり周知依頼がありました。令和 4 年分の確定申告から、書面及びマイナンバーカード方式以外（ID/PW 方式等）についても公金受取口座登録を可能となり、これに伴い、税務代理による申告においても公金受取口座の登録が可能となるとのことです。

なお、公金受取口座登録制度は、「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」に基づき、公金受取のための口座をマイナンバーとともに登録するものであり、本人の意向に応じて公金受取口座の同意欄に○を付す行為自体は税務代理ではありません。改めて委任契約等を結ぶことまで必要ありませんが、事後のトラブル防止のため同意を受けた旨の記録を残すことが推奨されます。

つきましては、貴会ホームページ（会員専用）等により貴会会員に周知くださいますよう、よろしくお願ひいたします。

<参考>デジタル庁ホームページ「公金受取口座登録制度」

https://www.digital.go.jp/policies/account_registration/

確定申告における
公金受取口座の登録について
(税理士向け)



2022年12月
国税庁
デジタル庁 デジタル社会共通機能グループ

所得税の確定申告手続における公金受取口座登録について

- 国税関係手続においては、令和3年分以降の所得税の確定申告(マイナンバーカードを利用した還付申告)の際に公金受取口座の登録が可能となった。
- 令和4年分の確定申告においては、上記に加え、書面及びマイナンバーカード方式以外（ID/PW方式等）についても、公金受取口座登録を可能とする予定。
- 上記に伴い、税務代理による申告においても、公金受取口座の登録が可能となったことから、公金受取口座登録に関する概要や申請方法等の説明を行う。

公金受取口座登録制度

- 「公金受取口座登録制度」は、口座登録法※に基づき、国民の皆様に、今後の公金受取のための口座をマイナンバーとともに登録いただくことで、緊急時の給付金をはじめ、様々な公的給付の支給に利用できるようにするもの。
※公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号）
- 令和4年3月28日より、マイナンバーカードを利用してマイナポータルでの登録手続が開始され、e-Taxからの登録は令和4年1月から手続が可能となっている。
- 公金受取口座の利用（公金受取口座への還付金の振り込み）については、令和5年1月から開始予定。
- 手続を行うには、確定申告書にマイナンバーの記載、登録又は利用の意思表示（所定の欄にチェック）が必要。
- 制度詳細については、デジタル庁ホームページをご参照。[公金受取口座登録制度 | デジタル庁 \(digital.go.jp\)](https://digital.go.jp)

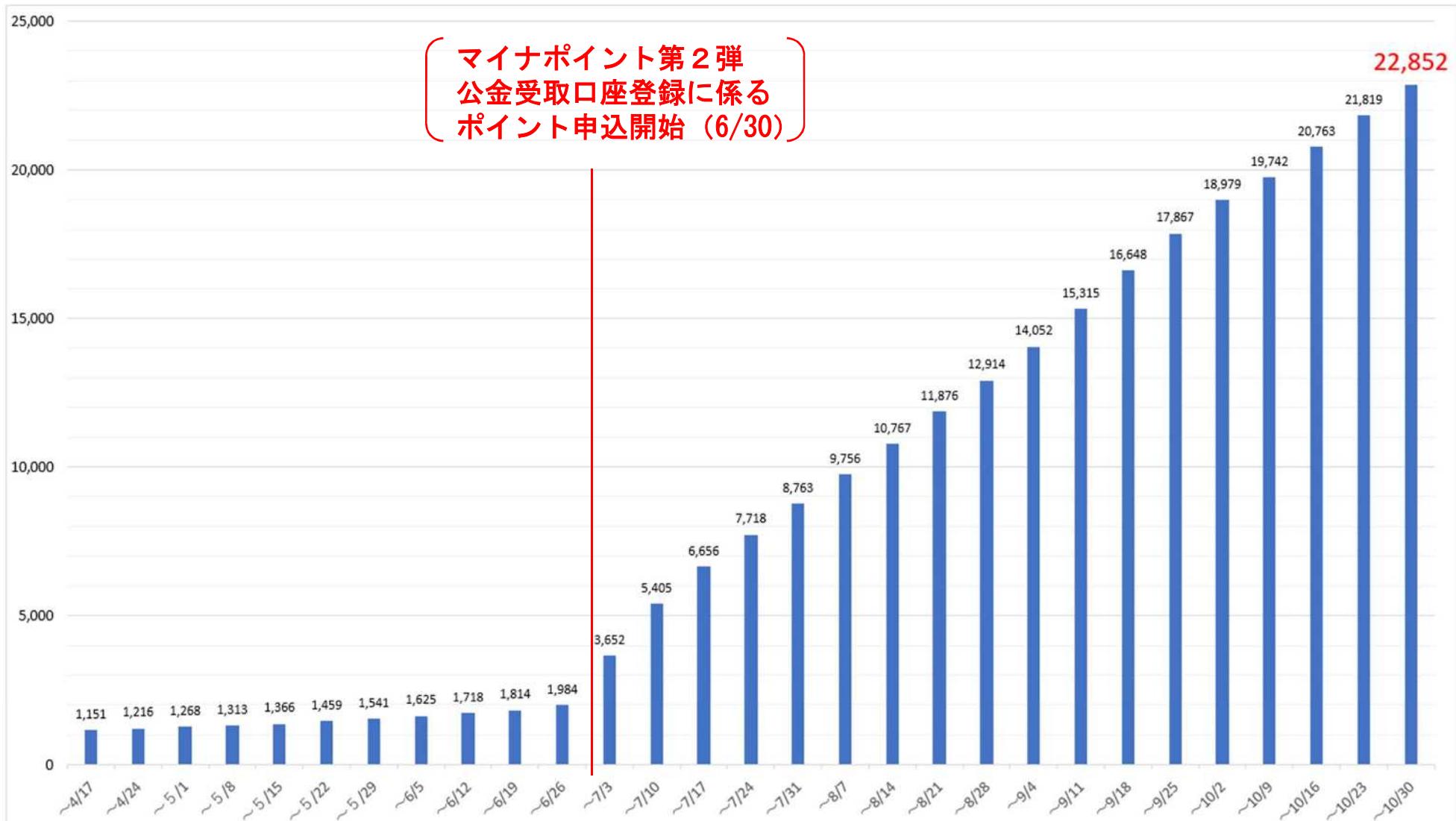


(動画) 2分で分かるマイナンバー制度『公金受取口座登録制度』篇



公金受取口座の登録件数推移

- 令和4年3月28日の公金受取口座の登録開始後、6月30日のマイナポイント第2弾の事業開始に伴い、登録数が飛躍的に増加。
- 10月末時点で、2,200万口座を突破。



公金受取口座登録申請の仕方

- 登録の可否については事前に、依頼人へ確認を行ってください。なお、確認にあたって別途書面等の手続は不要です。
- 確定申告書（書面及びe-Tax）の「還付される税金の受取場所」に記載した預貯金口座を公金受取口座として登録する場合には、「公金受取口座登録の同意」に○を記入してください。
- 確定申告書等作成コーナーにおいて代理送信する場合には、「受取方法の選択」において還付金の受取り口座を入力後、公金口座の登録において「登録する」を選択してください。

【申告書（書面様式）】

延届 納 の出	申告期限までに納付する金額 延納届出額	(64) (65)	00 000	
還受 取 れる 税 金 の所	マイナ 郵便局 名等 口座番号 記号番号	銀行 金庫・組合 農協・漁協 預金種類 普通 当座 納稅準備 貯蓄	霞が関 本店・支店 出張所 本所・支所	
		1 ○ ○ ○ ○ ○ ○	2 3 4 5 6 7	
	公金受取口座登録の同意	<input type="radio"/>	公金受取口座の利用	<input type="radio"/>

＜参考＞登録済みの公金受取口座を振込先にする場合

還受 取 れる 税 金 の所	郵便局 名等 口座番号 記号番号	銀行 金庫・組合 農協・漁協 預金種類 普通 当座 納稅準備 貯蓄	霞が関 本店・支店 出張所 本所・支所	
		1 ○ ○ ○ ○ ○ ○	2 3 4 5 6 7	
	公金受取口座登録の同意	<input type="radio"/>	公金受取口座の利用	<input type="radio"/>

※ 公金受取口座の登録と利用の手続を同時に行うことはできません。

【確定申告書等作成コーナー】

受取方法の選択 必須

還付金の受取りには、預貯金口座への振込みをご利用ください（申告される方ご本人名義の口座に限ります。）。
公金受取口座を登録済みの方で、該当口座への振込みを希望される場合は、「公金受取口座への振込み」を選択してください。
入力に誤りがあった場合や屋号付名義の口座情報を入力された場合などは、振込不能となり、還付金の振込手続ができませんのでご注意ください。

ゆうちょ銀行以外の銀行等への振込み
 ゆうちょ銀行への振込み
 ゆうちょ銀行の各店舗又は郵便局窓口での受取り
 公金受取口座への振込み

ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望する場合

記号及び番号	記号 (半角数字5桁)	番号 (半角数字8桁以内)
	01234	- 01234567

記号及び番号の入力方法

公金受取口座の登録 必須

還付金の受取口座を公金受取口座として登録しますか？

公金受取口座（制度・メリット等）についてはこちら
※個人番号（マイナンバー）等とともに登録され、口座情報は公的給付を支給する行政機関等に提供されます。
※預金種類が普通又は当座以外の場合は、公金受取口座へご登録いただけません。
※公金受取口座の登録手続を行い、マイナポイントアプリ等からマイナポイントカードを利用して申込みをするとマイナポイントが付与されます（マイナポイント第2弾）。手続には期限など一定の条件があるため、確定申告などで公金受取口座の登録手続を行い、マイナポイントの申込みを行う方は、以下の「マイナポイントの取得を希望される方へ」を必ずご確認ください。

マイナポイントの取得を希望される方へ

※ 入力画面は今後変更となる可能性があります。

留意事項

公金受取口座情報の金融機関への提供について

公金受取口座の登録等の際に、口座が実在するかを確認するため、外部の口座確認サービス等を通じて、預貯金者から提供された口座情報に基づき、金融機関に対して、金融機関名、本支店名、口座種別、口座番号及び口座名義を照会します。

申請者は、デジタル庁が当該口座に関する情報を照会することに同意したものとみなします。

なお、金融機関の窓口等で、公金受取口座の登録申請の受付が開始されると(令和5年度下期以降開始予定)、金融機関の求めにより、公金受取口座として登録されている事実を、その登録口座を開設している金融機関に提供することができます。この場合、提供されるのは口座が登録されている事実であり、登録者のマイナンバー等は提供されません。

金融機関は、提供された情報を登録受付の際の案内やその他サービスの提供等に利用します。

よくある質問

・具体的にはどのような給付金が受け取れますか。

児童手当、年金、所得税の還付金等の幅広い給付金等の受取に活用することができるようになります。公金受取口座の利用が可能な手続については、[公金受取口座を利用して受け取ることができる給付金等](#)をご覧ください。また、それぞれの手続の詳細については、給付金を申請する行政機関にお問い合わせください。

・口座を登録すると預貯金額や取引履歴(入出金履歴など)が政府に知られるのですか。

金融機関名や口座番号等の口座の情報が国に登録されることとなります。預貯金残高等の情報が知られることはございません。また、口座を登録しているかどうかに関わらず、税務調査等の法令に基づく場合を除いて、預貯金口座の残高や取引記録等が確認されることはありません。

・登録結果通知はどのような方法で届きますか。

口座登録結果の通知方法は以下のとおりです。

	マイナポータルアカウント	
	あり	なし
マイナンバーカード方式の確定申告	・メッセージボックス 及びマイナポータル	・メッセージボックス
マイナンバーカード方式以外の確定申告	・マイナポータル	・郵送

※ 登録結果通知は、本人に送付（郵送）されるため、税理士のメッセージボックスやマイナポータルに送付されません。
また、税理士宛に郵送もされません。

なお、申請からマイナポータルの通知まで1ヶ月程度の期間を要します。（郵送の場合は更に2～3週間程度かかります）また、登録した公金受取口座の情報は、マイナポータルから確認することができます。

よくある質問

・マイナポイントを受け取れますか。

マイナポイント第2弾(公金受取口座登録)は、マイナンバーカードの利用を前提とした制度です。

マイナポイントを希望する場合は、マイナポータル又はマイナンバーカード方式(e-Tax)による確定申告^(注2)で公金受取口座の登録(申請)手続きを行ってください。

令和5年2月28日までに、公金受取口座の登録手続きを行い、マイナポイントアプリ(又は「申込みサイト」)からマイナンバーカードを利用して申込みすると、マイナポイントが付与されます。^(注1)

なお、確定申告で登録申請手続きを行った場合は、必ずマイナポータルから登録状況を確認してください。^(注3)

(注1) マイナンバーカードを令和4年12月末までに申し込みした方が対象です。

2 マイナンバーカード方式(e-Tax)以外の方法(税務代理による申告含む)による確定申告で公金受取口座の登録申請手続きを行った場合も、令和5年2月28日までにマイナポータルから登録状況の確認又は再登録を行うことでマイナポイントが付与されます。

3 公金受取口座として登録できる金融機関と確定申告で還付金を受け取ることができる金融機関が異なる場合があります。

・既に公金受取口座を登録している方が、今回の申告手続にて「公金受取口座登録の同意」を行った場合は、どのような結果になりますか。

口座情報に間違いが無ければ、後から申請されたものに変更となります。

※既に登録済みの口座情報と、後から申請された口座情報が同一の場合は、後から申請されたものは却下されます。また、外字使用や住所の表記揺れによって、同一と判断されない場合がございます。

その他の質問については、[公金受取口座登録制度 | デジタル庁 \(digital.go.jp\)](#) の「よくある質問(FAQ)」をご参照ください。

留意事項・その他連絡事項

本資料についてホームページ、SNS等での公開を行うことは避けていただけますようお願いします。